

高松市・香川町合併協議会 第 1 4 回 会 議

附 属 資 料 (継 続 協 議 分)

目 次

1 「商工・観光関係事業について」に関する資料(協議第32号資料) -----	1 ~ 18
2 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料(協議第37号資料) ----	19 ~ 21
3 「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料(協議第39号資料) -----	22 ~ 26
4 「障害者福祉事業について」に関する資料(協議第40号資料) -----	27 ~ 40
5 「高齢者福祉事業について」に関する資料(協議第41号資料) -----	41 ~ 54
6 「その他の福祉事業について」に関する資料(協議第42号資料) -----	55 ~ 79
7 「農林水産関係事業について」に関する資料(協議第43号資料) -----	80 ~ 110
8 「消防防災関係事業について」に関する資料(協議第44号資料) -----	111 ~ 118
9 「学校教育事業について」に関する資料(協議第45号資料) -----	119 ~ 129

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	2
中小企業勤労者福祉制度について	3 ~ 5
企業誘致推進について	6
中小企業等融資制度について	7 ~ 8
勤労者住宅融資資金貸付制度について	9
計量検査事業について	10
観光振興計画について	11
観光イベント振興事業について	12 ~ 13
観光協会等の育成について	14 ~ 15
観光施設運営等事業について	16
高松テルサ運営事業について	17
競輪運営事業について	18

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 中小企業指導 団体補助	中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同 施行例規則第4条により算定し、予算の範囲内で助 成を行っている。 高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報 センター	香川町商工会等へ補助金を支出している。 香川町商工会 15年度補助金額 660万円 所在地 香川町大字川東上1743番地9 会員数 443名 職員 5名 香川県中小企業団体中央会 高松たばこ販売協同組合
2 香川県中小小 売商団体連合 会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に 対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品 連絡協議会共 同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成 する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮 三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助 成する。	該当なし。
4 香川県生活衛 生協会事業補 助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の 知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業 のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定 協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高 松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・補助対象及び補助内容が異なる。

対 応 策
・商工会については、速やかな統合を促 す。 ・香川町商工会に対する補助については、 合併年度及びこれに続く3年度について、 現行のとおり実施するものとする。 なお合併後において、県の補助制度の動 向や商工会の統合状況などを総合的に勘 案する中で、団体の活動に支障が生じない よう、適切な検討を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町商工会に対する補助につ いては、合併年度及びこれに続く3年度に ついて、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																						
現 況																							
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題																				
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																					
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																						
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																						
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																						
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種			事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																					
建設業	185	1,546																					
製造業	125	1,148																					
卸小売業	210	1,869																					
運輸通信業	17	279																					
サービス業	266	2,921																					
計	803	7,763																					
			対 応 策																				
			調 整 案																				
					高松市の制度を適用する。																		

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業																																																
分 類	中小企業勤労者福祉制度																																																			
現 況																																																				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題																																																	
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>業 務 上 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 上 欠 勤 90 日 以 上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 外 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被 共 済 者 期 間 5 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 10 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 20 年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結 婚 祝 金	20,000	出 産 祝 金	10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000	技 能 修 得 奨 学 金	5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	25 年 以 上	120,000	問 題 点 ・ 課 題	
種 類	給付金額																																																			
結 婚 祝 金	20,000																																																			
出 産 祝 金	10,000																																																			
小 中 学 校 入 学 祝 金	10,000																																																			
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																		
	配 偶 者	20,000																																																		
	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																		
傷病見舞金	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000																																																		
	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000																																																		
	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000																																																		
災 害 見 舞 金	100,000																																																			
永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000																																																		
	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000																																																		
	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000																																																		
勤 労 青 少 年 奨 学 金	15,000																																																			
技 能 修 得 奨 学 金	5,000																																																			
退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000																																																		
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																		
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																		
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																		
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																		
	25 年 以 上	120,000																																																		
			対 応 策																																																	
			調 整 案																																																	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																
分類	中小企業勤労者福祉制度																
現 況																	
項目	高 松 市	香 川 市 町															
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上: 600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>	名称	普通貸付	特別貸付	資金用途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内	
名称	普通貸付	特別貸付															
資金用途	生活資金	住宅資金															
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円															
利率	3.6%	3.0%															
償還期間	60か月以内	240か月以内															
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>	事業名	事業内容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具				
事業名	事業内容																
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																
各種割引・助成制度	テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、 県民ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者バック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	香川町企業立地促進条例
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	町内に事業所を新設又は増設する企業に対して、助成措置を講ずることにより企業立地を促進し、本町経済の均衡ある発展と雇用機会の拡大を図り、これを通じて町民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	企業が町内で事業所を新設又は増設しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該事業所の新設又は増設が町民生活の安定向上に寄与するものと認められるときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該事業所の新設又は増設ごとに指定することができる。
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	条例で定める。 1 指定を受けた日から3年以内に事業所を新設又は増設した場合。 2 新設又は増設部分の固定資産税の額以内の金額を、翌年度から前年度の納税状況により3年間交付。 の条件を満たすものであること。
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	立地助成金は、指定を受けた日から3年以内に新設又は増設した場合、建築面積1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額で1,000万円までとする。 促進助成金は、固定資産税の額以内の金額を営業開始後、最初に賦課した翌年度から3年間に限り交付する。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・制度の内容に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると、合併時において、香川町地域の立地助成金及び促進助成金の交付対象企業に対して、対策が必要となる。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
現況		
項目	高松市	香川町
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 香川町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審議する。 (委員構成) 商工会代表 1名 特定金融機関代表 1名 議会代表 3名
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内 【特別小口資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 【開業資金】 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内	香川町中小企業融資条例及び中小企業融資審査委員会規程に基づき、中小企業者への融資の円滑化を図り、事業資金の供給を目的として行う。香川県信用保証協会に1,000万円を預託している。 【小口融資】 (資金使途) 運転資金、設備資金 (融資金額) 500万円以内 【特別小口融資】 (資金使途) 運転資金、設備資金 (融資金額) 250万円以内
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 (資金使途) 1 公害防止施設の設置または改善資金 2 移転資金(用地費は除く) (融資金額) 1,000万円以内	該当なし。

部会名	産 業
-----	-----

問題点・課題
・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・香川町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産業
分類	中小企業等融資制度			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	該当なし。		
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。 〔資金用途〕 運転資金 〔融資金額〕 500万円以内	該当なし。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		勤労者住宅融資資金貸付制度			
		現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 住宅資金融資	<p>(目 的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。 (融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付</p> <p>利子補給のための預託</p>	<p>(目 的) 勤労者が香川町内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または土地家屋を取得する際に、必要な資金の融資を行う。</p> <p>(香川町分) 2,700万円(2倍協調) (融資枠) 8,100万円 (融資限度額) 1,000万円 (融資期間) 300月(25年以内) (融資残高) 26,122,920円(H16年10月末)</p> <p>協調融資</p>		<p>高松市の制度は、新規の者への単年度の利子補給のための預託制度であるが、香川町の制度は協調融資であることから、償還中の融資に係る預託の継続が必要である。</p>	
				<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない香川町の制度に基づく融資に係る預託については、償還が完了するまでの間、高松市が引続き実施する。</p>	
				<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時までに償還を終えていない香川町の制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引続き実施する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検査所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数 78件 130台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場(3箇所) 役場 浅野公民館 大野公民館</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、香川町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・香川町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、香川町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、観光関連団体補助を実施していない。

対 応 策
香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。 香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
3 観光関連団体 補助	該当なし。	<p>【香川町商工会】 竜満池のほとりにある竜桜公園の管理事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 250,000円</p> <p>【梅ヶ井水利組合】 竜満池のほとりにある梅香井公園(竜桜公園の一部)の管理事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 100,000円</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) (観光案内) (財) 高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	競輪運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第37号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	20
農業委員について	21

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて		部会名	農業委員会
分類	農業委員会及び選挙区			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 区域面積	19,434 ha	2,733 ha		
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	692 ha (平成16年1月現在)		
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	1,273 世帯 (平成16年1月現在)		
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会		
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区		
			対 応 策	
			調 整 案	
			香川町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	3,813 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	12人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	2人
(イ)議会推薦2号委員	5人	1人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。
香川町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】		
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積	6,184ha ÷ 40人	155ha -
に基づく香川町区域の選挙による農業委員会の委員数	692ha ÷	4.46人 -
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数	10,709世帯 ÷ 40人	268世帯 -
に基づく香川町区域の選挙による農業委員会の委員数	1,273世帯 ÷	4.75人 -
(農地面積による基準値)と (基準農業者数による基準値)の平均	(+) ÷ 2 = 4.61	5人

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
香川町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

調 整 案
香川町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

協議第39号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について 23 ~ 26

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・香川町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>

対 応 策
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 香川町・三木町・牟礼町・庵治町・塩江町・香南町・ (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	(構成市町) 香川町・塩江町・香南町 (共同で実施している事務) ・火葬場の設置、管理、葬斎事業

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
5 香川県市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 </p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
6 香川東部清掃施設組合	該当なし。	(構成市町) 香川町・さぬき市・東かがわ市・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・管理・運営
7 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【香川町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年12月20日

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	28
支援費等の支給・変更決定業務について	29
育成医療等負担費用助成事業について	30
補装具給付費用負担額助成事業について	31
訪問入浴サービス事業について	32
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	33
障害者(児)社会参加推進事業について	34
手話奉仕員養成事業について	35
手話奉仕員等派遣事業について	36
福祉タクシー設置補助事業について	37
身体障害者パソコン教室事業について	38
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	39
心身障害者医療費助成事業について	40

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県に進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 156件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 8件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 3件</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	支援費等の支給・変更決定業務			
	現況			
項目	高松市	香川県	問題点・課題	
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 956人</p>	高松市と同じ。		
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 194人</p>	高松市と同じ。		
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 46人</p>	高松市と同じ。		
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-6 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
現 況											
項目	高 松 市	香 川 市									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常生活を容易にするために必要な医療)										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用医療</th> <th style="width: 20%;">延べ人数</th> <th style="width: 60%;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td style="text-align: center;">132人</td> <td style="text-align: center;">2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td style="text-align: center;">1,698人</td> <td style="text-align: center;">10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成15年度</p>	適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円	
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業													
分類	補装具給付費用負担額助成事業													
現 況														
項目	高 松 市		香 川 町											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。											
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>			身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件	
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。 【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円～13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)	
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	
5 支給方法	口座振込	
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数:1,036人</p>	該当なし。
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数:1,247人</p>	該当なし。
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人</p>	該当なし。
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者:724人 作品 :541点</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者</p> <p>(費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。</p> <p>(費用負担) 無料</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人)	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催(6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度) 高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度) 高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	(1)重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2)重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㉔、A、㉕、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。 ただし、身体障害者手帳4級及び療育手帳Bについては、年齢が70歳未満の者とし、所得制限を適用している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及びBについては、自己負担額の1/2を助成する。 その他の者については、高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付 (ただし、町内の医療機関については、現物給付としている。)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	42
高齢者を地域で支え合うにまちづくり推進事業について	43
敬老会事業について	44
老人介護支援センター事業について	45
敬老祝品贈呈事業について	46
高齢者訪問事業について	47
高齢者生きがいデイサービス事業について	48
軽度生活援助事業について	49
老人福祉施設整備事業利子補給について	50
老人クラブ活動促進事業について	51
シルバー人材センター運営費補助事業について	52
高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)について	53
高齢者入浴助成事業について	54

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と地域の交流事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190 円 社会福祉協議会 190 円 利用者 170 円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	高 香 川 市 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時・災害時の支援体制づくり事業 ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業 地域との交流を推進する仲間づくり事業 地域での孤立防止を図る相談援助事業 孤独感の解消を図る訪問事業 世代間交流事業 等 	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	・75歳以上の在宅高齢者 ・老人福祉施設入所者	・75歳以上の高齢者
2 対象者数	・在宅 28,315 人 ・施設 1,371 人 (平成15年度)	・在宅 1,909 人 ・施設 126 人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	香川町社会福祉協議会へ委託
4 開催場所	・市内35地区ごとの会場(小学校等) ・老人福祉施設 各地区・施設で決定	香川町総合体育館
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	敬老の日
6 実施内容	・式典 ・記念品等授与 ・演芸 ・アトラクション など 各地区で実施内容を決定	・式典 ・記念品・特別記念品の授与 ・演芸 ・アトラクション など

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、開催場所及び開催時期に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	老人介護支援センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設) 〔職員配置 - 配置基準〕 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 介護予防教室 介護支援専門員連絡会事務局 など</p> <p>運営方法 香川町が直営</p> <p>センター数 1箇所(香川町保健福祉総合センター内に設 置) 〔職員設置〕 社会福祉士1名常勤 保健師1名兼務(居宅介護支援事業所)</p>	<p>地域型支援センターの運営方法等に差 異がある。</p>	
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に 伴い、香川町地域の住民サービスの低下 を招かないよう、合併時までに調整するも のとする。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日)	93歳以上の高齢者(施設入所者を除く) (年齢基準日:12月31日)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 ・98歳以上 184人 計2,804人 (平成15年度)	・93歳以上 80人 ・実質贈呈者数 37人 (平成15年度)
4 祝品内容	・90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) ・98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	93歳以上(4,000円相当) (平成15年度においては、カステラ、綿毛布)
5 贈呈方法	・90～97歳 民生委員児童委員が贈呈 ・98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈	町長及び民生委員協議会会長が高齢者訪問時に贈呈

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	98歳以上の高齢者	93歳以上の高齢者(施設入所者は除く)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 [実訪問者数] ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成15年度)	・在宅 40人 [実訪問者数] ・在宅 37人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	9月上旬(1日間)
5 訪問者	市長、議長など	町長、民生委員協議会会長など

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね60歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動 	高松市と同じ。
3 実施方法	社会福祉法人へ委託 (デイサービスセンター)	高松市と同じ。 (香川町社会福祉協議会・さんさん荘)
4 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	227人 ただし、2か所利用者は重複する。 (平成15年12月31日現在)
5 利用回数	<ul style="list-style-type: none"> 利用回数 2回/月 利用時間 4～6時間/日 	高松市と同じ。 ただし、2か所利用者は月4回となる。
6 費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市 ... 3,155円/回 利用者 ... なし その他の世帯 市 ... 2,772円/回 利用者 ... 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は、利用者から別途徴収(383円を含め1,000円程度/回) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 町 ... 3,580円/回 利用者 ... なし 実施施設はレクリエーションの材料費等として、利用者から1,000円徴収 その他世帯 町 ... 3,580円/回 利用者 ... なし 実施施設はレクリエーションの材料費等として、利用者から1,000円徴収

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、利用回数及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、高齢者いきがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、高齢者いきがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業利子補給	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。 社会福祉法人としての法人登記所在地が高松市でなくとも、補助対象施設が高松市に所在するものは対象とする。	(要件) 社会福祉法人等 (民法第34条の規定により設立された法人を含む。) 社会福祉法人としての法人登記所在地が香川町であり、かつ、補助対象施設も香川町に所在するものであること。なお、補助対象施設が、基本財産として登記されていること。
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人
5 利子補給利率	・元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) ・元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	・元金5,000万円以内 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。) ・元金5,000万円超 高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象及び利子補給利率に差異がある。 高松市では新規事業への利子補給を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において香川町が利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において香川町が利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 組織等	(名称) 高松市老人クラブ連合会 単位老人クラブ 340クラブ 会員数 19,658人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)	(名称) 香川町老人クラブ連合会 単位老人クラブ 4クラブ 会員数 664人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等	高松市と同じ。
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	老人クラブ連合会活動補助金 1,294千円 ゲートボール・ペタンク大会補助金 60千円 シルバースポーツ大会補助金 380千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

補助内容に差異がある。

対 応 策

合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。香川町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。
--

調 整 案

合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター運営費補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,128人(平成15年度末現在) 年会費 1,000円	名称 香川町シルバー人材センター 会員数 174人(平成15年度末現在) 年会費 1,500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 4,105 千円 人件費助成 1,213 千円 生活援助事業助成 該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 香川町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と施設の交流事業(配食サービス事業)	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	給食サービス事業
2 対象者	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で食生活の改善が図られる者
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	132人	45人
5 実施方法	実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週	実施区域 香川町内 委託先 調理... ひぐらし荘(社協からの再委託) 配食... 香川町社会福祉協議会 配食回数 2回/週
6 費用負担	市 ... 400円/食 利用者... 200円/食	町 ... 450円/食 利用者... 150円/食

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施方法及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者入浴助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 事業名	高齢者入浴助成事業	温泉無料入湯券交付事業
2 対象者	市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	町内に住所を有する75歳以上の高齢者 (基準日4月1日)
3 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で確認し、交付 (交付枚数) 1人当たり年間15枚	(無料入湯券の交付) 町が3月に翌年度分の申請書を対象者に配布し、申請者に交付 (交付枚数) 1人当たり年間12枚
4 対象入浴施設等	(対象施設) 公衆浴場組合加入の銭湯 (入浴料等)300円 高松市負担分 210 円 公衆浴場組合負担分 90 円	(対象施設) 塩江温泉組合加入の温泉 (入浴料等)300円で委託 香川町負担分 300 円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施内容及び対象入浴施設に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、かつ香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。 ただし、合併後において市域内の均衡を図る観点等から、必要な見直しを行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、かつ香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	56
戦争犠牲者追悼式について	57
民生委員・児童委員活動事業について	58
特定疾患者援護事業について	59
原子爆弾被爆者援護事業について	60
災害援護関係について	61 ~ 62
ふれあいのまちづくり事業補助について	63
地域福祉計画について	64
社会福祉協議会運営補助等事業について	65 ~ 66
障害者小規模作業所助成事業について	67
福祉資金貸付金利子補給事業について	68
紙おむつ給付事業について	69
福祉タクシー事業について	70 ~ 71
福祉電話等貸与事業について	72
介護見舞金支給事業について	73 ~ 74
緊急通報装置貸与等事業について	75
住宅改造助成事業について	76
福祉金等支給事業について	77 ~ 78
寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業について	79

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 市内の遺族、地区遺族会等で構成 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額等) 年額567,000円(柱数 1,952柱)	該当なし。
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額等) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額等) 1地区当り 柱数×@250+20,000円	(補助団体名) 地区遺族会(3地区) (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額等) 大野遺族会 30,200円 63柱 浅野遺族会 37,000円 99柱 南部地区遺族会 52,800円 159柱

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、遺族会事業補助及び日本戦災遺族会事業補助を実施していない。

対 応 策
香川町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。 香川町の地区遺族会については、財団法人高松市遺族会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、町主催の追悼式を開催するもの。
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)	(開催日) 毎年10月 (場所) 香川町農村環境改善センター
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	香川町戦災犠牲者及び外地犠牲者 参列者 約400人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 委員数(定数)	656人(うち主任児童委員68人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	33人(うち主任児童委員3人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~200世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額73,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額 7,000円 ・地区協議会開催経費等 実費を支給 ・地区協議会活動費等 実費を支給
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会と木田・香川地区協議会連合会に委託 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会と木田・香川地区協議会連合会に委託
5 民生委員推薦会	・委員定数 14人 ・委員報酬 @6,700 ・任期 H16.10.1~H19.9.30	・委員 11人 ・委員報酬 @9,100 ・任期 H16.9.18~H.19.9.17
6 地区民生委員推薦準備会	・準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H16.9.1~H19.8.30	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一した場合、香川町地区の民生委員が減員となる場合がある。 ・活動費に差異がある。 ・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 ・香川町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。 ・香川町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	<p>国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者</p> <p>当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者</p> <p>市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>上記 ~ の要件を全て満たしている者</p>	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 援護金	<p>(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者</p> <p>(支給額) 年額 15,000円/人</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 年額 10,000円/人</p>
2 死亡弔慰金	<p>(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者</p> <p>(支給額) 15,000円/人</p>	<p>(対象者要件) 高松市と同じ。</p> <p>(支給額) 10,000円/人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
援護金及び死亡弔慰金の支給額に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 7,000人分(想定被災者数) 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 300人分 備蓄期間 5年間更新継続 備蓄物資 毛布、日常セット、アルファ米、飲料水、乾パン、 備蓄場所 役場庁舎防災センター1箇所</p>
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・災害時緊急物資備蓄状況及び小規模災害見舞金に差異がある。 ・香川町では、小規模災害弔慰金を支給していない。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。
5 小規模災害弔慰金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 1人当たり100,000円</p>	該当なし。
6 小規模災害見舞金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 住居の全損・・・1世帯当たり50,000円 住居の半損・・・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・・・1人当たり20,000円</p>	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居に被害を被った者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 火事見舞金(全焼) 1世帯当たり30,000円</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	ふれあいのまちづくり事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定	
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。 策定を検討中
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、地域福祉計画の策定を検討中である。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、香川町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 香川町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長1人、理事9人(会長、副会長を含む)、評議員20人 事務局 事務局長、職員2人、介護保険事業等職員(ケアマネージャー2人、ヘルパー4人、その他5人)</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、緊急資金貸付、地域福祉権利事業、敬老会、歳末見舞、各種団体事務局等)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。</p> <p>・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
3 補助内容	<p>運営補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費補助 ・介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 ・管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 <p>事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助 	<p>運営補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費補助 ・職員2人分を全額補助 ・事務局経費補助 ・全額補助 ・福祉センター管理費・償還金補助 <p>事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス事業補助 ・敬老会事業補助
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生きがい通所事業 ・要介護認定事業 ・給食サービス事業 ・外出支援サービス事業 ・事務費補助事業 ・センター償還金補助事業 ・福祉事業 ・センター管理運営事業補助

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	(内容) 高松市と同じ。 (助成額) 対象施設 1施設 補助実績6,968千円 (平成15年度実績)
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、身体障害者小規模作業所 助成事業及び精神障害者小規模作業所助 成事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉資金貸付金利息補給事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 障害者生活福祉資金貸付金利息補給事業	(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利息相当額を補給する。 (利息補給件数) 平成15年度実績 : 12件	該当なし。		
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利息補給事業	(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利息相当額を補給する。 (利息補給件数) 平成15年度実績 : 19件	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 心身障害者 (児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊦の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月毎に、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月毎に契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊦及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊦、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	<p>該当なし。</p>
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	<p>(内容) おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(1) 在宅寝たきり高齢者等介護手当</p> <p>(内容) 介護保険法による要介護認定4または5を受けた者で6カ月以上その状態が継続している65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(支給額) 月額4,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:41人</p> <p>(2) 家族介護慰労金</p> <p>(内容) 要援護高齢者等(要介護認定4または5と判定され、1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイの利用は除く。)を受けなかった、過去においておおむね3カ月以上の長期入院をしていない、町民税非課税世帯の在宅の者)を常時介護している者(要援護高齢者等と同居する者で、在宅で介護している者)に慰労金を支給する。</p> <p>(支給額) 年額10万円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:1人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 町内に住所を有する身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 業者への委託 通報 委託業者 消防 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 0台(平成15年度末現在)</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) ・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 業者への委託 通報 委託業者 消防 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 35台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、内容及び通報システムに差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	身体の虚弱化により日常生活で何らかの介助を要する状態にある高齢者または重度障害者の属する世帯の世帯主がその高齢者等の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊤・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上で日常生活自立度JからCの状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級の障害者
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	世帯主の前年所得税が非課税
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯： 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)	対象工事費用の2/3の額(限度額666千円)
7 助成実績	・高齢者171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 7件 ・障害者 1件 (平成15年度実績)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時において、香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	障害児及び母子家庭児等に対し、福祉年金を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 該当なし。 (2) 該当なし。 (3) 児童福祉年金(障害児等) (4) 児童福祉年金(遺児)
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老祝金 該当なし。 (2) 障害者福祉金 該当なし。 (3) 児童福祉年金(障害児等) 月額2,000円(年24,000円)(29人) (手帳を所持しない児童あり) (4) 児童福祉年金(遺児) 月額2,000円(年24,000円)(0人) 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	なし

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、敬老祝金及び障害者福祉金を支給していない。 ・障害児及び遺児等に関する福祉金の支給額及び対象者要件に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。 また、居住要件については、合併時に香川町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉金等支給事業			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳、88歳、99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 敬老祝金 該当なし。</p> <p>(2) 障害者福祉金 該当なし。</p> <p>(3) 児童福祉年金(障害児等) 特別児童扶養手当の対象児(精神または身体に重度・中度程度の障害のある児童)及び同程度の障害のある児童で20歳未満の者</p> <p>(4) 児童福祉年金(遺児) 交通事故等により、父または母を失った18歳未満の遺児</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 対象者	概ね65歳以上の寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上の寝たきり高齢者 高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する高齢者 身体障害者手帳(1～3級)の交付を受けた者 その他町長が特に必要と認める者
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥消毒または水洗いを月1回実施(水洗いは年4回まで) 1回当たり掛ふとん2枚、敷ふとん1枚、毛布1枚 	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥消毒または水洗いを年2回まで 1回当たり掛ふとん1枚、敷ふとん1枚、毛布1枚の3点または掛ふとん1枚、敷ふとん1枚、毛布1枚、マットレス1枚の4点
3 費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 市 全額 利用者 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 町 利用者負担を除いた額 利用者 掛ふとん、敷ふとん、毛布:630円 掛ふとん、敷ふとん、毛布、マットレス:1,050円 生活保護世帯は負担金免除

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、事業内容及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第43号資料

「農林水産関係事業について」に関する資料

財産区事務について	81
水田農業構造改革事業について	82 ~ 83
農業団体等育成事業について	84 ~ 86
園芸団体育成事業について	87 ~ 90
有害鳥獣駆除事業について	91
森林組合等育成事業について	92
林道整備事業について	93
農林施設について	94 ~ 101
ふるさと物産まつり振興事業について	102
水産振興について	103 ~ 104
農業経営者協議会について	105
土地改良事業について	106
土地改良区等運営補助制度について	107
農林漁業公庫資金償還金について	108
地籍調査事業について	109
中央卸売市場運営事業について	110

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		
分類	財産区事務		
現 況			
項目	高 松 市		香 川 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業																	
分類	水田農業構造改革事業																	
現 況																		
項目	高 松 市	香 川 町																
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成〔協議会員数15名〕</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">105,424千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">1,750千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">3,900千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">650千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	105,424千円	・特別調整促進加算	1,750千円	・麦大豆品質向上対策	3,900千円	・耕畜連携推進対策	650千円	<p>(名称) 塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 塩江町、香川町、香南町及び農業関係団体等で構成〔協議会員数26名〕</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、ソバ及び推進作物(7品目)に対し交付する。</p> <p>(平成16年度予算)</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">14,192千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">145千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">2,671千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">403千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	14,192千円	・特別調整促進加算	145千円	・麦大豆品質向上対策	2,671千円	・耕畜連携推進対策	403千円
・産地づくり事業	105,424千円																	
・特別調整促進加算	1,750千円																	
・麦大豆品質向上対策	3,900千円																	
・耕畜連携推進対策	650千円																	
・産地づくり事業	14,192千円																	
・特別調整促進加算	145千円																	
・麦大豆品質向上対策	2,671千円																	
・耕畜連携推進対策	403千円																	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の地域水田農業推進協議会の組織に差異がある。 ・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・香川町が加入している、塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。 ・集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	水田農業構造改革事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。</p> <p>(集落数) 633 集落 (農家戸数) 10,161 戸 (積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%)</p> <p>[平成15年度実績 3,481,500円]</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 [平成15年度実績 1,800,000円]</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。</p> <p>(集落数) 138 集落 (農家戸数) 1,367 戸 (積算方法) 均等割5,000円×集落数 + 戸数割1,300円×農家戸数</p> <p>[平成15年度実績 2,455,600円]</p> <p>(現地確認時報償) 現地確認に同行する各実行組合長に対し、定額の報償を支出している。 [平成15年度実績 611,000円]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産業
分類		農業団体等育成事業			
		現況			
項目	高松市	香川町	問題点・課題		
1 生活研究グループ	<p>(目的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。</p> <p>(構成) 12団体 236名</p>	<p>(目的) 町内生活研究グループ員の連絡と親睦を密にして、グループ活動の健全なる発展を目的とする。</p> <p>(構成) 4団体 30名</p>	生活研究グループ及び補助農業団体等に差異がある。		
2 認定農業者連絡協議会	<p>(名称) 高松市認定農業者連絡協議会</p> <p>(目的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。</p> <p>(構成) 認定者数 78名</p>	<p>該当なし。 町内認定者数 22名</p>	<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・香川町の生活研究グループは、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う。 ・香川町の認定農業者は、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促す。 ・香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。 ・香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会及び香川町養鶏組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。 		
3 農業機械銀行	<p>該当なし。</p>	<p>(名称) JA香川支部農業機械銀行</p> <p>(目的) 安定的な農業経営を図るため、農業機械銀行に登録した農業者の労災保険への加入及び研修会等の活動に対し補助金を支出している。</p> <p>(構成) 認定者数 34名</p> <p>(補助額) [平成15年度実績 151,350円] 内訳 労災 103,350円 研修費 48,000円</p>	<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。 農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会及び香川町養鶏組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p>		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農業団体等育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
4 農業機械銀行受託者機械導入補助金	該当なし。	(目的) 農業機械銀行(旧JA香川支部事務局)に登録された組合員の機械取得に対し助成 (補助率) 20%以内
5 営農施設等整備事業補助金	該当なし。	(目的) 地域農業集団、農業共同組合、農業法人、認定農業者等について、農家施設等の整備に要する経費を助成 (補助率) 20%以内(1事業160万円を限度)
6 地区農業振興推進協議会	該当なし。	(名称) 地区農業振興推進協議会(川東・浅野・大野・東谷) (目的) 総合的な地域農業振興を図る。 (組織) 85名 (補助金) 地区農業振興推進協議会での研修活動に対し助成。 [平成15年度実績 300,000円] (報償金) 委員手当として1人3,000円を支出。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農業団体等育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
7 酪農研究会	該当なし。	(目的) 乳質改善等による酪農経営の改善に資する。 (組織) 9名 (活動内容) 最新の設備と高い生産技術での品質管理をするため、視察研修を実施している。 (補助金) [平成15年度実績 35,000円]
8 香川町養鶏組合	該当なし。	(目的) 組合員の養鶏経営の向上を図るとともに会員相互の親睦を深める。 (組織) 6名 (活動内容) 経営及び環境保全についての研究、ならびに講習・講演会を実施し併せて視察研修を実施している。 (補助金) [平成16年度予算 62,000円]

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		園芸団体育成事業			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	香 川 市	川 町		
1 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。		補助団体に差異がある。	
2 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。		<p>対 応 策</p> <p>・香川町内の花卉生産者については、高松市の花卉研究会への加入を促す。 ・香川町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p>	
3 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。		<p>調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
4 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	<p>該当なし。</p>
5 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	<p>(目的) 栽培技術の向上と各生産地の情報収集をし、花卉生産者の生産体制及び販売体制の強化を図る。</p> <p>(組織) 香川町内の花卉生産者</p> <p>(補助額) 240,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 先進地視察研修、生産計画及び流通に関する協議</p>
6 香川県農業協同組合 香川支部 苺部会	<p>該当なし。</p>	<p>(目的) 苺部会の振興を図るとともに、苺栽培経営の近代化と会員の親睦を図る。</p> <p>(組織) JA香川県の組合員で苺栽培者</p> <p>(補助額) 350,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 市場視察研修会、生産技術講習会</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
7 香川県農業協同組合 香川支部 桃部会	該当なし。	(目的) 桃作の振興を図るとともに、桃作経営の近代化と会員の親睦を図る。 (組織) JA香川県の組合員で桃園を経営する者 (補助額) 172,000円(平成15年度実績) (活動内容) 定例講習会の開催、出荷協議会、目ならし会の開催、果実品評会の実施、視察研修会の開催
8 香川県農業協同組合 香川支部 ブドウ部会	該当なし。	(目的) ぶどう作の振興を図るとともに、ぶどう栽培経営の近代化と会員の親睦を図る。 (組織) JA香川県の組合員で販売のために、ぶどう栽培を経営する者 (補助額) 100,000円(平成15年度実績) (活動内容) 現地講習会の実施、出荷講習会の実施、視察研修会の開催
9 香川県農業協同組合 香川支部 柿部会	該当なし。	(目的) 柿作の振興を図るとともに、柿作経営の近代化と会員の親睦を図る。 (組織) JA香川県の組合員で販売のために柿園を経営し、全量出荷賛同者 (補助額) 52,000円(平成15年度実績) (活動内容) 定例講習会の開催、出荷協議会、目ならし会の開催、生産・販売委員会による研究、視察研修会の開催

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
10 香川県農業協同組合 香川支部青ネギ部会	該当なし。	(目的) 青ネギ部会の振興を図るとともに、ネギ栽培経営の近代化と会員の親睦を図る。 (組織) JA香川県の組合員で、販売のためにネギを栽培しこの部会の目的に賛同する者 (補助額) 30,000円〔平成15年度実績〕 (活動内容) 定例講習会の開催、出荷協議会の開催、視察研修会の開催
11 香川県農業協同組合 香川支部ミニトマト部会	該当なし。	(目的) ミニトマトの振興を図るとともに、ミニトマト栽培経営の近代化と会員の親睦を図る。 (組織) JA香川県の組合員で、販売のためにミニトマトを栽培しこの部会の目的に賛同する者。 (補助額) 30,000円〔平成15年度実績〕 (活動内容) 定例講習会の開催、販売に関する研究、視察研修会の開催

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 補助事業	(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。 (内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したものに、10,000円/頭(県5,000円、市5,000円)の補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 市・町単独事業	該当なし。	(目的) イノシシ等から農林産物の被害を防除する。 (事業名) 有害鳥獣駆除対策補助事業 (事業内容) イノシシ等捕獲団体に対し活動助成金を交付 (補助団体名) 香川県猟友会香川支部 (活動内容) イノシシ等の捕獲 (補助金額) 100,000円/年

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、単独事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	森林組合等育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 補助団体	香川東部森林組合	造林事業実施協業体
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	適正な森林造成を計画的、効果的に推進し、総合的な資源としての森林の培養と生産力の増大を図るとともに、本造林事業体の構成員の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	造林事業者の組織をつくり計画的造林を行うため協業体を設立し、事業を行っており3年に1回の研修に対し補助金を支出している。
4 補助額	600,000円 (平成15年度実績)	100,000円 (平成15年度実績)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助団体、補助目的、内容及び補助額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、香川町の造林事業実施協業体については、合併時まで、塩江町森林組合または香川東部森林組合への加入を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 8 路線 (延長) 5.7 km
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 〔平成15年度実績〕 開設事業 1 路線 〔平成16年度予定〕 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 〔平成15年度実績〕 復旧工事 1 路線 〔平成16年度予定〕 復旧工事 1 路線
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 農村環境改善センター	該当なし。	<p>(名称) 香川町農村環境改善センター</p> <p>(目的) 農業経営及び住民の生活改善の合理化、健康増進及び地域連帯感の高揚を図る。</p> <p>(概要) ・昭和53年度農村環境改善センター事業により設置</p> <p>・敷地面積 2,740.9㎡ ・延床面積 1,201.6㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造、集会室(2室)、農事研修室(2室)、調理実習室、大ホール</p> <p>(設置時期) 昭和54年6月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 大ホール 軽スポ - ツ260円/1h その他の室 無料</p> <p>目的外の使用</p> <p>・大ホール 会議、研修会等 3,150円/1h ・集会室 " 1,050円/1h ・農事研修室 " 1,570円/1h ・調理実習室 調理実習 520円/1h</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
2 浅野集落研修センター	該当なし。	<p>(名称) 浅野地区集落研修センター</p> <p>(目的) 住民の豊かな心の育成と農業生産技術の研修、健康の増進、生活文化の増進に寄与する。</p> <p>(概要) 昭和61年度新農業構造改善事業で設置</p> <p>・敷地面積 522.32㎡ ・延床面積 157.04㎡ ・構造 鉄骨CP型枠ブロック造モルタル瓦葺</p> <p>(設置時期) 昭和61年12月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無料</p> <p>目的外の使用 基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
3 丸山構造改善センター	該当なし。	<p>(名称) 丸山地区構造改善センター</p> <p>(目的) 住民の豊かな心の育成と農業生産技術の研修、健康の増進、生活文化の増進に寄与する。</p> <p>(概要) 平成2年度農業農村活性化農業構造改善モデル事業で設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 348.00㎡ ・延床面積 86.64㎡ ・構造 木造瓦葺平屋建 <p>(設置時期) 平成3年3月</p> <p>(使用料)</p> <p>目的内の使用 無料</p> <p>目的外の使用 基本使用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業									
分類	農林施設									
	現 況									
項目	高 松 市	香 川 町								
4 安原多目的研修集会施設	該当なし。	<p>(名称) 安原多目的研修集会施設</p> <p>(目的) 農業生産技術及び生活文化の向上を図り、住民の健康増進と社会福祉及び地域連帯感の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(概要) 昭和63年度新農業構造改善事業で設置</p> <p>・敷地面積 1,835.00m² ・延床面積 494.80m² ・構造 鉄骨スレート一部コンクリート造</p> <p>(設置時期) 平成元年3月</p> <p>(使用料)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>目的内の使用 大集会室</td> <td>260円/1h</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>目的外の使用 大集会室</td> <td>2,100円/1h</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>420円/1h</td> </tr> </table>	目的内の使用 大集会室	260円/1h	研修室	無料	目的外の使用 大集会室	2,100円/1h	研修室	420円/1h
目的内の使用 大集会室	260円/1h									
研修室	無料									
目的外の使用 大集会室	2,100円/1h									
研修室	420円/1h									

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業											
分類	農林施設											
	現 況											
項目	高 松 市	香 川 町										
5 高齢者活動促進センター	該当なし。	<p>(名称) 香川町高齢者活動促進センター</p> <p>(目的) 農業生産技術の研修、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>(概要) 平成8年度農村漁村高齢者いきがい発揮促進事業で設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 517.00m² ・延床面積 203.10m² ・構造 鉄骨造平屋建 会議室、研修室、調理実習室 健康相談室 <p>(設置時期) 平成9年3月</p> <p>(使用料)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>目的内の使用</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>目的外の使用</td> <td>基本使用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼間 2,620円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間 3,150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼夜 5,770円</td> </tr> </table>	目的内の使用	無料	目的外の使用	基本使用料金		昼間 2,620円		夜間 3,150円		昼夜 5,770円
目的内の使用	無料											
目的外の使用	基本使用料金											
	昼間 2,620円											
	夜間 3,150円											
	昼夜 5,770円											

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
6 農村公園	該当なし。	<p>(名称・設置時期・敷地面積) 香川町立農村公園 ・伽羅土農村公園(昭和62年3月 1,650㎡) ・流田農村公園(平成元年3月 543㎡) ・岡の上農村公園(平成2年3月 351㎡) ・宮の前農村公園(平成3年3月 561㎡) ・梅ヶ井農村公園(平成3年3月 584㎡) ・下谷農村公園(平成3年3月 425㎡) ・光栄農村公園(平成8年3月 510㎡)</p> <p>(目的) 農村居住者の健康増進と健全な心身の発達を促し、地域連帯感の高揚と親睦を図る交流の場とする。</p> <p>(概要) ・農村総合整備モデル事業で昭和61年から平成2年までで6ヶ所設置 ・光栄農村公園は、平成7年度に中山間地域総合整備事業で設置</p> <p>(使用料) 無料</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
7 田渡池自然公園	該当なし。	<p>(名称) 田渡池自然公園</p> <p>(目的) 利用者の健康増進と健全な心身の発達を促し、連帯感の高揚と親睦を図る交流の場</p> <p>(概要) 平成4年度利活用保全施設整備事業で設置</p> <p>・敷地面積 5,200㎡ ・附帯施設 遊歩道L=714m、吾妻屋1棟、フェンスL=1,039m、展望台1棟、ベンチ6個、給水施設1式</p> <p>(設置時期) 平成6年1月</p> <p>(使用料) 無料</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林施設	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
8 龍満池親水公園	該当なし。	<p>(名称) 龍満池親水公園</p> <p>(目的) 龍満池の水質、景観の確保、住民の身近な親水施設として、水路やため池の水質浄化や水質保全について、住民意識の高揚を図り、ふれあいの場を提供する。</p> <p>(概要) 平成12、13年度地域用水環境整備事業で設置</p> <p>・敷地面積 3,300㎡ ・附帯施設 遊歩道L=240m、親水水路、水質浄化施設、便所、駐車場</p> <p>(設置時期) 平成14年3月</p> <p>(使用料) 無料</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	ふるさと物産まつり振興事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1. ふるさと物産まつり	該当なし。	<p>(名称) ふるさと物産まつり</p> <p>(目的及び活動内容) 地産地消の一環として、毎年11月、香川町総合体育館において、ふるさと物産まつりを開催し、香川町の特産品等のPR活動を行っている。</p> <p>(組織) ふるさと物産まつり実行委員会</p> <p>(補助額) 985千円(平成15年度実績)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
香川町のふるさと物産まつりについては、 現行のとおり実施する。

調 整 案
香川町のふるさと物産まつりについては、 現行のとおり実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) ペラ種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	該当なし。
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	水産振興			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農業経営者協議会	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 農業経営者協議会	該当なし	<p>(名 称) 香川町農業経営者協議会</p> <p>(目的及び経緯) 香川県農業会議の呼びかけにより、香川町農業委員会が事務局となり、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営者の地位の向上を図り、農業経営の健全な発展を期することを目的に設立された協議会の運営及び活動に対し補助金を支出している。</p> <p>(事 業) ・会員相互の連絡(交流)強化 ・効率的かつ安定的な農業経営の確立、発展に必要な農政上の諸対策 ・効率的かつ安定的な農業経営の経営管理 ・効率的かつ安定的な農業経営確立のための調査、研究及び啓蒙普及 ・その他</p> <p>(構 成) 33 人</p> <p>(補助額) 150,000円(平成15年度実績)</p>

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
香川町は、農業経営者協議会へ町単独事業として補助している。

対 応 策
香川町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。 なお、その後の対応については、改めて検討するものとする。

調 整 案
香川町農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	香川町 土地改良区(5団体) 共同施行体
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	香川町土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 町 12～25% 地元 7% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 町 補助残の40% 地元 10～20% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 20% 地元 30%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	香川町土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 町 40% 地元 60%
4 農道管理支援制度	土地改良区等に対して、農道路面補修用資材として原材料(花崗土、砕石、コンクリート、ブロック等)を支給している。 農道舗装については、土地改良区等からの申請で土地改良課を経由して道路課で舗装している。	香川町道路愛護会(町内18名委員委嘱)に対して、年2,500,000円補助し、年1回9月頃、花崗土を地元管理の農道に、補修用に搬入後、農道舗装を実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・事業主体に差異がある。 ・国、県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	土地改良区等運営補助制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
1 土地改良区等 運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の 統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区 連合会に運営費補助として支出している。 平成15年度 3,000,000円	町内3土地改良区に対して、運営・管理業務の円 滑化を図るため、補助金を支出している。 平成15年度 2,808,000円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助制度に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 香川町の土地改良区については、合併 時まで高松市土地改良区連合会への加 入を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農林漁業公庫資金償還金	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 事業名	該当なし。	非補助融資土地改良事業 (町が事業主体となり、農林漁業資金の融資を受けて実施した事業) 農道 中川原線(L=150m W=5.0m) " 宮中中川原線(L=200m W=4.0m) " 開神線(L=400m W=4.0m)
2 償還金		償還期間 平成17年度～21年度 償還金 33,762千円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、農林漁業公庫資金償還金制度を実施していない。

対 応 策
償還金については、高松市が引き継ぐものとする。

調 整 案
償還金については、高松市が引き継ぐものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	地籍調査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 ・調査済面積 173.50km²</p>	該当なし。
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	中央卸売市場運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 策
高松市の制度を適用する。

「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	112 ~ 114
防災団体等について	115
地域防災計画について	116
防災行政無線について	117
防災センターについて	118

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
項目	現 況	
	高 松 市	香 川 町
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 消防防災課 — 情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> — 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日出張所 — 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 — 仏生山出張所 — 円座出張所 — 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 — 山田出張所 — 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 — 国分寺出張所 	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 警防課 — 消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 (牟礼町) — 西分署 (香川町) <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD A[関係6町] --- B[管理者] A --- C[組合議会議員] B --- D[副管理者] B --- E[収入役] D --- F[消防本部] G[幹事] --- F H[監査委員] --- B </pre>
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営主体に差異がある。

対 応 策
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13人 — 予防課 19人 — 消防防災課 6人 — 情報指令課 19人 — 北消防署 69人 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 32人 — 南消防署 46人 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 12人 — 仏生山出張所 12人 — 円座出張所 18人 — 東消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 12人 — 山田出張所 18人 — 西消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 21人 — 国分寺出張所 12人 <p style="text-align: center;">計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 5人 (県派遣1人) — 予防課 7人 — 警防課 9人 — 消防署 28人 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 25人 — 西分署 25人 <p style="text-align: center;">計 99 人</p>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業							
分類	常備消防							
項目	現		況					
	高	松	市	香				
項目	高	松	市	香				
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号	1
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	2
		化学車	2	査察車	1	東分署	梯子付消防ポンプ自動車	1
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	(牟礼町)	消防ポンプ自動車	1
		タンク車	1	広報車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		救助工作車	1	査察車	1		軽四積載車	1
		高規格救急車	1				広報車	1
	太田出張所	タンク車	1				高規格救急車	1
	仏生山出張所	ポンプ車	1			西分署	化学消防ポンプ車	1
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	(香川町)	消防ポンプ自動車	1
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		タンク車	1	広報車	1		積載車	1
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積載車	1
	川添出張所	ポンプ車	1				広報車	1
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	1
	西消防署	指令車	1	高規格救急車	1			
		タンク車	1	広報車	1			
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1			
	綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1			
		ポンプ車	2	査察車(軽)	1			
国分寺出張所	ポンプ車	1						

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	防災団体等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東谷婦人防火クラブ ・川東小学校防火クラブ
2 自主防災組織	(組織数) 326 (結成自治会) 407自治会 (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。	(組織数) 6 (隊員数) 190人 (世帯数) 2,314世帯 (支援) 各組織からの申請に基づき、資機材等を提供している。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
防火団体及び自主防災組織に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	高松市地域防災計画	香川町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和38年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	香川町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに香川町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	高松市と同じ。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz (更新について、検討中。)	【移動系無線】 該当なし。
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)	【同報系無線】 施設整備年度 平成元年度 基地局 香川町役場 本庁舎内 屋外拡声子局数 14局 戸別受信機設置数 5,150戸 周波数 68.865MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 町内在住 公共機関 町内事業所等 受信機 貸与 経費負担 無償とする。(全戸分リース契約で、町が全額負担している。)
移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・無線施設が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・香川町は、戸別受信機を無償で貸与している。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

調 整 案
香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 消防防災関係事業	
分類	防災センター	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 名称	該当なし。	香川町防災センター
2 設置目的		地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動の推進、地域防災体制の確立及び防災意識の普及啓発を図ることを目的とする。
3 場所		香川町庁舎内
4 事業内容		1 防災に関する資料及び措置の展示 2 防災に関する教育、指導及び相談 3 防災に関する講習会、講演会の開催 4 その他町長が必要と認める事業
5 管理方法		直接管理 午前8時20分開館 午後5時10分閉館 閉館 日曜日、土曜日並びに国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休暇（12月29日から翌年1月3日までの間）

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、防災センターを設置していない。

対 応 策
香川町の防災センターは、高松市の防災センターとして引き継ぐものとする。

調 整 案
香川町の防災センターは、高松市の防災センターとして引き継ぐものとする。

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	120
遠距離通学者等に対する助成等について	121
学校給食について	122
奨学制度等の支援制度について	123
保護者負担軽減対策について	124 ~ 127
学校教育指導について	128
公立幼稚園について	129

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業			部会名	教育
分類	公立学校管理業務			問題点・課題	
現況					
項目	高松市		香川町		
1 幼稚園	(施設数)	18 園	(施設数)	3 園	
	(学級数)	70 学級	(学級数)	16 学級	
	(園児数)	1,991 人	(園児数)	328 人	
2 小学校	(施設数)	41 校 1 分校	(施設数)	3校	
	(学級数)	普通 579 学級 特殊 91 学級	(学級数)	普通 47 学級 特殊 5 学級	
	(児童数)	普通 18,242 人 特殊 217 人	(児童数)	普通 1,427 人 特殊 10 人	
3 中学校	(施設数)	18 校	(施設数)	1校	
	(学級数)	普通 245 学級 特殊 40 学級	(学級数)	普通 19 学級 特殊 3 学級	
	(生徒数)	普通 8,630 人 特殊 70 人	(生徒数)	普通 717 人 特殊 70 人	
4 高等学校	(施設数)	1 校	該当なし。		
	(学級数)	普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級			
	(生徒数)	普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人			
調整案					
香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。					

平成16年5月1日現在

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	遠距離通学者等に対する助成等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 幼稚園児通園援助	該当なし。	遠距離通園者に補助 東谷地区幼稚園児 3～5歳 小学生1ヶ月通学定期の70%×11ヶ月 【平成15年度補助者数】 1人
2 小学校児童通学援助	該当なし。	遠距離通学者に補助 ・東谷地区・安原地区・川上地区のバス通学者 ・4km以上のバス通学者 町営バス定期購入代の70%を補助 【平成15年度補助者数】 20人
3 中学校生徒通学援助	(内容) 城内中学校に通学する女木地区の生徒に対して、女木・高松間の船の定期代金を補助している。 【平成15年度補助者数】 4人	遠距離通学者に補助 6km以上の自転車通学者 1人当たり 8,000円 【平成15年度補助者数】 上半期13人・下半期12人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・高松市では、幼稚園児通園援助及び小学校児童通学援助を実施していない。</p> <p>・中学校生徒通学援助に差異がある。</p>

対 応 策
<p>香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 調理・配送方法	・単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 ・共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	学校給食センター1ヶ所で、幼稚園、小・中学校の計7校(幼稚園3園、小学校3校、中学校1校)の給食を調理し、町所有の給食運搬車(コンテナ車)で職員が配送をしている。
2 給食費	(幼稚園) 該当なし。 (小学校) 低学年 1食210円 中学年 1食225円 高学年 1食240円 (中学校) 1食260円 (財)高松市学校給食会が設置している給食費検討委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。	(幼稚園) 1食201円 (小学校) 1食226円 (中学校) 1食270円 教育委員会が設置している学校給食運営委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	学校栄養職員が献立原案を作成し、調理員と検討した後、教育長決裁で献立が決定する。 なお、学期に1回(5月、10月、2月)給食主任会を開催し、前月及び当月中までの献立反省や翌月の献立について検討する。 (給食主任会) 各幼稚園給食主任3名 各小・中学校給食主任4名
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、給食センターにおいて一括購入する。 学期ごとに開催する学校給食運営委員会が物資購入委員会を兼ねている。学期ごとに見積書を徴して業者を選定する。
5 幼稚園給食	該当なし。	学校給食センターで、調理・配達を実施している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。 ・高松市では幼稚園給食を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の ・学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとする。 ・給食配送方法については、合併時までに調整する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	<p>該当なし。</p>
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 高松市と同じ。 (町単独分) 該当なし。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	<p>学用品費、通学用品費等、要保護および準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、香川町では町単独分を支給していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業																						
分類	保護者負担軽減対策																						
項目	高松市	香川町																					
1 就園奨励費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯</p> <p>(支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支給方法) 市立幼稚園は、減免 私立幼稚園は、年2回現金支給</p>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000	市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000	市民税所得割額 8,800円以下	第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000	<p>(対象) 香川町内に住所を有し、香川町立幼稚園に通園している世帯で、町民税が非課税か、町民税の所得額が非課税となる世帯、及び生活保護世帯となる世帯</p> <p>(支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町立幼稚園</td> <td>市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>該当なし。 香川町では、私立幼稚園がない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支給方法) 該当年度末に現金支給</p>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	町立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	該当なし。 香川町では、私立幼稚園がない。
	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																					
市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																					
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000																				
		市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000																				
市民税所得割額 8,800円以下			第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000																				
	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下		第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000																				
		授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																				
町立幼稚園		市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																				
	私立幼稚園	該当なし。 香川町では、私立幼稚園がない。																					
	2 私立幼稚園就園費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯</p> <p>(補助額) 年額27,600円(途中入園の場合は月割となる。)</p>	<p>該当なし。 香川町では、私立幼稚園がない。</p>																				

部会名	教育
-----	----

問題点・課題
<p>・香川町では、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。</p> <p>・児童生徒副読本支給の費用負担等、中学校新人・総合体育大会補助及び学校行事等参加補助に差異がある。</p> <p>・高松市では、修学旅行等補助制度、クラブ・部活動等補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料の減免を実施していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における</p> <p>・小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>・修学旅行等補助及びクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>・中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における</p> <p>小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>修学旅行等補助及びクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	(費用負担) 高松市が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」	(費用負担) 自己負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」 ・小学校2～6年生「道徳読み物資料」(1校のみ3～6年生) ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。
6 修学旅行等補助	該当なし。	小中学校の修学旅行費を1人500円補助している。 また、小学校(5年生)の集団宿泊学習費として1人100円補助している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
7 中学校新人・総合体育大会補助	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校新人体育大会) 補助なし (高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助</p>	<p>(補助内容) 香川郡中学校新人大会及び香川郡中学校総合体育大会(硬式テニス部の大会含む)に参加する生徒に対して、保護者負担の軽減を図るため、町経費規程に基づいて旅費等相当額を補助している。</p> <p>(香川郡中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川郡中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助</p>
8 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。 (中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。</p>	<p>(小学校) 安原・東谷地区児童が、休業日に行われる運動会、学習参観などの学校行事等で学校を往復する際のタクシー代を負担している。 (中学校) ・中学校体育部活動の大会参加のうち、硬式テニス部の大会参加に要する経費を補助している。 ・中学校文化部活動の大会参加に要する経費のうち、町旅費規程に基づき旅費、宿泊費の相当額を補助している。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
9 クラブ・部活動等補助	(補助内容) 該当なし。	(補助内容) クラブ活動に対して補助している。 小学校(4～6年)、児童1人当り400円を補助。 中学校、1人当り700円を補助。
10 中学校の部活動に伴う体育館使用料	(補助内容) 該当なし。	(補助内容) ・香川第一中学校の部活動の練習で、総合体育館を使用した場合には、町が使用料を支払っている。 ・香川第一中学校の部活動の練習で、町民体育館等を使用した場合には、使用料を減免している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では小学校は普通教室・特別教室用にノートパソコン9台を整備、中学校は普通教室・特別教室用にノートパソコン17台の整備を実施済み。
2 英語指導助手派遣	<p>(配置状況)</p> <p>市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置</p> <p>県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置</p> <p>(派遣回数)</p> <p>小学校 要請により、派遣</p> <p>中学校 3週間に約2回</p>	<p>(配置状況)</p> <p>町招致英語指導助手 1名を1中学校に配置</p> <p>県招致英語指導助手 該当なし。</p> <p>(派遣回数)</p> <p>小学校 該当なし。</p> <p>中学校 週5回(35時間)</p>
3 学校生活支援事業	平成13年度から、香川県緊急雇用創出基金補助事業により、学校生活の支援を行う非常勤の臨時職員を配置している。(補助率 10/10) (小学校) 20校にそれぞれ1名配置 (中学校) 9校にそれぞれ1名配置	平成15年度から町費により、学校生活の支援を行う非常勤の臨時職員を配置している。 (小学校) 3校にそれぞれ2名配置 (中学校) 1校に2名配置

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。</p> <p>・高松市では、市単独で学校生活支援事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における</p> <p>・英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>・学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における</p> <p>英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	公立幼稚園	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 幼稚園授業料	月額 5,900円	月額 5,200円
2 幼稚園授業料の納付方法等	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替等で徴収。	保護者が月末の金融機関営業日に口座振替により納入。
3 園児募集方法	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。 入園手続きは各園で実施する。 募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	町広報紙により募集する。 入園手続きは各園で実施する。 応募者が希望する園に受入れている。
4 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を配置する。 (4歳児) 1クラス 35人 (5歳児) 1クラス 35人	(3歳児) 1クラス 20人 (4歳児) 1クラス 35人 (5歳児) 1クラス 35人 ただし、待機児童を作らないために学級定員を超えても受け入れている。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料、授業料の納付方法等及び園児募集方法に差異がある。 ・香川町では1クラスの定員を超える場合がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるよう段階的に調整するものとする。 ・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 <p>なお、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるよう段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。